

**社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会**  
**次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

全ての職員がいきいきとやりがいをもって働き続けられる職場環境を整備し、その定着を促進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日

## 2. 内 容

### ■目標1：『子の看護・介護休暇制度』の利用率を現状の10%増とする

【課 題】職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）の活用が少しずつ増えてきているが、小学生の子を持つ親等活用できる対象者が少ない。

【対策と実施時期】

令和5年4月～

育児・介護休業規程の一部改正により子の看護休暇の利用対象者を拡大（小学校就学前⇒中学校就学前）になったことの周知徹底を行う。

### ■目標2：職員の勤務状況の見直しを行い、計画的な業務遂行により所定外労働時間の削減に努め、『ノー残業 day』が週1回以上実施率50%を目指す

【課 題】平成31年4月から職員の『ノー残業 day』を目標に掲げてきたが、月1回は出来てもそれ以上にならない部署もある。

【対策と実施時期】

令和5年4月～

管理職会議等を活用し、組織として所定外労働時間の削減に向けメッセージを発信  
業務効率について人事評価制度を活用し、是正を図る。

### ■目標3：新規採用職員に向け入職時研修を行い、安心して働ける職場環境を担保し定着につなげる

【課 題】入職時の研修期間が短く（1日）、諸規程や福利厚生についての周知が徹底できていない。そのため、配属先の業務以外のことを知る機会が少ない。

【対策と実施時期】

令和5年4月～

入職時の研修として研修プログラムを活用し、時間をかけて業務内容や諸規程、組織の在り方等を学ぶ機会を設け、安心して働ける環境を整える。

令和5年8月

研修や業務の振り返りとしてフォローアップ研修会を開催し、職場や諸規程等についての疑問点の解決を図る。

社会福祉法人恵那市社会福祉協議会  
女性の活躍に関する情報公表（令和5年3月末現在）

◇採用した労働者に占める女性労働者の割合

	正職員	嘱託職員	臨時職員	登録ヘルパー
直近事業年度の女性の採用者数 (A)	4	1	6	3
直近事業年度の採用者数 (B)	4	1	7	3
採用した労働者に占める女性労働者割合 (A/B)	100%	100%	86%	100%

◇労働者に占める女性労働者の割合

	正職員	嘱託職員	臨時職員	登録ヘルパー
直近事業年度の女性労働者数 (A)	41	15	71	48
直近事業年度の男性労働者数	14	2	5	0
直近事業年度の労働者数 (B)	55	17	76	48
割合 (A/B)	75%	88%	93%	100%